

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
■長野県災害対策本部の受援体制について				
1-1	資料1-2 P2	佐野委員	「受援に関する状況把握・とりまとめ」が重要となる。市町村から情報が上がってこないことを想定する必要がある。「応援・受援調整及び調整会議の実施」には、被災市町村からの応援・受援の調整機能が入っているのか確認したい。	応援・受援本部として、物資に関する調整機能はあると考えている。人的支援に関しては、県内・県外の受援があることから、調整が必要と考えている。ただし、元々各部署で応援のための人的調整をすることを考えていたことから、応援・受援本部では、全体のコーディネートを担うことを想定している。
1-2	資料1-2 P2	秦委員長	資料1-2で3案を比較している。今回は、第2案を選定しているが、第1案、第3案もいくつかの県が採択している。採択している県にはそれなりの理由があるので、△や×の表現は適切ではない。長野県の実情、地勢などから判断した場合の評価である旨を示した方がよい。	文章表現を検討し、主旨が伝わる表現とするよう、資料1-2を修正する。
1-3	資料1-2 P3	佐野委員	・応援・受援本部の体制の位置づけとともに、構成メンバー(防災局のほか、〇〇課など)を規定した方がよい。 構成メンバーのイメージは、部の責任者となる防災局職員と業務に関連する担当部署からの職員(部への派遣職員)で構成され、本部で対応方針を検討するとともに各部との調整事項があればその派遣職員を通じて協議を行うという感じでしょうか。	応援・受援本部の構成員については、ご指摘を踏まえて内部で検討する。
1-4	資料1-2	秦委員長	それぞれの案にメリットデメリットがある。また、運用の中での体制の違いがある。補足すること。	資料1-2のP3表中に分散して記載されている内容をメリット・デメリットとして集約して記載する。
1-5	資料1-2	佐野委員	総務省では、被災市区町村応援職員確保システムによる被災市区町村への応援職員派遣を行うことを想定しており、本システムへの対応部署を教えてください。	被災市区町村応援職員確保システムに関しては、人的応援・受援担当で対応することを考えている。
1-6	資料1-2	越野委員	各市町村への行政支援に係る人的支援と、医療支援、福祉支援、救助等の専門的な人的支援の振り分け方を教えて欲しい。 行政職員の人的支援と救援活動の人的支援では大きく異なる。 東日本大震災時の岩手県では、県土整備部が応急危険度判定やTEC-FORCE等の専門的な受援を行った。事前に割り振りを明確にしなくては混乱するのが実態である。 人的応援・受援担当は、行政職員とボランティアの調整を行うなど、明記してはどうか。	行動計画において、担当の割振りを行っている。 行政職員支援は、人事課、市町村課を、各広域応援部隊は、それぞれ担当を割り振っている。また、ボランティアの調整は、総括調整担当(ボランティア担当)が行うこととしている。 人的応援・受援担当は、ニーズの把握、総合調整、情報集約等を行うこととしている。
1-7	資料1-2	宇田川委員	P2 緊急輸送路確保はどこにあたるのか。 第1案、第2案で職員配置変わらないのであれば、第2案の方がよい。大規模災害時には、国の内閣府防災担当参事官クラス等との調整も必要となる。参事官クラスと調整が出来るクラスの県職員を応援・受援本部の責任者として配置するのが良いだろう。	総括調整担当のなかに道路担当をおり、緊急輸送路確保を担当することとなる。

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
■ 広域防災拠点計画(素案)の作成について				
2-1	資料2-1 P2	秦委員長	火山現象リスクという表現はあまり聞かない。国の資料等確認して表現合わせること。県全域に全ての広域防災拠点を掲載している地図を見ると、大北、木曾に何も無いように見える。我々は、理解できるが、一般人は自分の住む地域に拠点が無いと感じて不安になる可能性があるため、注釈等で、意図をいれておくと良いだろう。	・「火山現象リスク」→「火山災害リスク」に修正した。 ・計画本文P2-5に下線部を追記した。 (3)広域防災拠点の配置ゾーン ○発災時には、概ね被災地域に含まれない広域防災拠点配置ゾーンに広域防災拠点を開設し、被災地域(当該ゾーン外)への支援を実施する。
2-2	資料2-1 P2-P3	川瀬委員	資料2-1で挙げている拠点の評価基準の中に通信が含まれていない。拠点では、通信が大事となる。通信の評価について教えて欲しい。 開設の手順や開設の順番を決める際に通信の確保も重要になると考えている。	各施設に調査を行ったが、特筆して優れている通信機能はなく、優劣がつかないことから、評価基準とはしなかった。通信設備は重要であると考えており、平成31年度に現地調査を実施し、必要な検討を行う。なお、計画には注釈を記載する。
		秦委員長	重要な指摘である。一般施設で差がないということを含めて明記したほうがいい。経緯が分からない人が見ることもある。	
2-3	資料2-1	佐野委員	・利便性の評価のところでは各施設の平時利用の状況を加味するとともに施設ストックを確保した方がよいと思います。 被災地内にある施設であればイベントの開催など通常業務の機運が高まらず防災対応のために活用しやすい状況になるとは思いますが、被災地から離れた施設となると通常業務との調整が大変になると思っています。他機関はともあれ県庁内でも観光行政などとの調整が発生することが見込まれます。 ・評価項目として、施設内に荷下ろしする部隊(フォークリフトの有無やオベなど)が常設しているかどうかや、施設を運営する職員の参集のし易さなども必要かと思えます。	・施設管理者と運用、費用負担等について協定を締結する予定。 ・物資拠点の評価について - 物流職員が常に配置されている拠点は無い。 - フォークリフトについては、協定により確保する予定である。 - 物流事業者・職員の参集については、高速ICからの近さを利用優先順位の評価項目にすることで考慮している。
2-4	資料2-2 P3	市町村	救助活動拠点の施設一覧のうち、以下の通り変更する。(資料4も同様) ・「昭和の森公園」→「川中島古戦場史跡公園」 ・「城山公園」→「篠ノ井中央公園」	開設の優先度は、最寄りICから近く、施設面積が大きい「川中島古戦場史跡公園」をM-7とし、「篠ノ井中央公園」をM-8とした。
2-5	資料2-2 P6	長野県	松本空港を既に指定しているため、M-1として松本空港を追加する。M-2「三郷文化公園グランド」は削除し、豊科南部総合公園をM-2として追加する。(資料4も同様)	ご指摘のとおり修正する。
2-6	資料2-2 P8	市町村	U-5上田自然運動公園について以下を修正する。 ・大型ヘリポートを「県民佐久運動広場」→「上田古戦場公園多目的グランド」	ご指摘のとおり修正する。
2-7	資料2-2 P8	宇田川委員	今後の課題として、燃料、電気、通信等明記するのが良い。 JAの施設等、民間施設の利用についても今後の課題となる。コンベックス岡山のように具体的な協定を結び災害対策進めている例もある。 広域防災拠点について屋内施設の有無について明示すべきである。また、床の耐荷重等も含めて今後確認すべきである。パレットを2段積みできるなら、2倍の量を保管可能である。	屋内施設の有無は基本情報シートに整理している。 耐荷重については、平成31年度に現地調査を実施し、必要な検討を行う。
2-8	資料2-2 P8	秦委員長	物資拠点は特に重要であり、これまでの災害で毎回課題となっている。普段から物資を保管するために用いられている施設は少ないため、実際に使えるのかが課題となる。C評価も多い。JAの施設等の民間施設についても、リスト化しておくことについて検討して欲しい。	長野県における物資拠点として利用の可能性がある民間施設のリストは、国土交通省北陸運輸局で整理している。

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
2-9	資料2-2 P8	国崎委員	評価の中にある耐震性の項目には、非構造部材の耐震性は含んでいるのか。	非構造部材の耐震性については、平成31年度に現地調査を実施し、必要な検討を行う。
2-10	資料2-3 P2	国崎委員	資料2-3 P2 民間との連絡でファクシミリを使うことがあるのか。行政としては一般的かもしれないが疑問に感じた。 平常時にFAXを使った連絡を取るのか。普段使っていない場合、想定外のところへ情報が届くことになる。	防災無線のファクシミリは、災害時に有効な通信手段と考えるが、メール等の有効な通信手段についても、記載する。
		佐野委員	通常はメール、LINEを使用している市町村も多いが、災害時には電話が使えない時もある。状況によってFAXも有効な通信手段となる。電話、メール等の通常の連絡手段が使えないことを想定しておくことも大事であり、ファクシミリを削除する必要はない。ただし、普段は使っていない場合、災害時に使うこと難しい。訓練が大事となる。連絡を取る前提条件を示しておけば良い。	
2-11	資料2-3 P3-5	佐野委員	・開設要請後の開設情報を災害対策本部で把握すべき。把握後、応援部隊へ情報提供することになるのではないかと。	行動計画に災対本部による「拠点開設・応援受入状況の集約」、関係機関への「拠点開設・応援受入状況の共有」を追加する。 業務カルテについても同様に修正する。
2-12	資料2-4	佐野委員	・基本情報シート・施設配置図に、施設外観や入り口などの写真を掲載したらどうでしょうか。今後、担当職員が異動等で変わっていくなか基本情報をできるだけ詳細にしておくことは重要。	平成31年度以降、地方部、危機管理部等が連携し、各施設毎の開設手順、運用方法を記載した具体的なマニュアル等を作成する。
2-13	資料2 全般	佐野委員	広域防災拠点は、開設手順のなかで、被災地域外を選定することが書かれている。西日本豪雨の際、愛媛県等で物資拠点に指定している施設においてイベントが入っており、使えないということがあった。結局、被災地に近いJAの施設を利用した。被災地域外であるため、平常時利用により簡単には開設できないことも想定し、幅広に拠点は選定する必要がある。	課題は認識しており、複数定めている広域防災拠点配置ゾーンの中から、開設可能な拠点を適切に選定することとする。 施設管理者と運用、費用負担等について協定を締結する予定。
2-14	資料2 全般	越野委員	大規模な災害が起こればイベントは中止になる可能性が高い。事前に決めておけばイベントも中止にできる。指定管理者等と事前に調整する必要がある。 災害時には、電話等の普段使っている通信手段は使えないという前提での計画でも良いと考えている。複数の通信手段を想定しておき、定期的に訓練を開催することが大事である。例えば、松本と長野は無線でつながらない、T4の使用方法がわからない等の事態が想定される。民間指定管理者への連絡方法はどうするのか。電話等は3日間程度はつながらないと考えておいた方がよい。	施設管理者と運用、費用負担等について協定を締結する予定。 県総合防災訓練で通信事業者が参加した臨時携帯基地局の設置訓練を実施している。今後、広域防災拠点においても、同様に訓練を実施していきたいと考えている。

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
■機能別活動計画(素案)の作成について				
3-1	資料3 全般	佐野委員	業務カルテはどのような内容となるのか。	業務カルテは、資料3のP5で説明している。行動計画が業務全体の流れを整理しているのに対して、業務カルテは各課単位で使うことを想定している。各担当者が情報収集・伝達を行うにあたり、連絡先が分かるよう整理しており、県各課のマニュアルと考えている。
3-2	資料3 全般	佐野委員	・業務カルテにおいて、業務フローとともに業務内容がわかるように記載できたら経験がない職員でも活用しやすいのではないか。	業務内容についても平文、チェックリストにより記載している。
3-3	資料3 全般	宇田川委員	地域防災計画との相違点について教えて欲しい。庁内での照会をするにあたり、明確にしておいたほうがよい。	地域防災計画では各課が対応する業務の内容を明文化している。広域受援計画は外部から受援を受ける際の手順(関係機関とのやり取り等)を記載したものである。広域受援計画の内容について、平成31年度の県地域防災計画に位置付ける予定。
3-4	資料3 全般	伊藤委員	広域受援を行うにあたって、市町村の災害対応に関して、県広域受援計画の中で示すのか、別途市町村が作成する広域受援計画の中で示すのか、方向性を教えて欲しい。	市町村の広域受援計画の中で示すことを考えており、そのための支援として、県としても雛形の提供等を実施する。
3-5	資料3 全般	秦委員長	業務カルテの位置づけについて教えて欲しい。	県各課の広域受援計画の具体的なマニュアルと位置付けいる。
3-6	資料3-2	越野委員	初動時は、各課から情報があがってくる可能性は低く、現場(消防や警察等)からの情報提供や市町村災害対策本部から県災害対策本部への情報提供が主となる。現在の行動計画は、各課でとりまとめてから情報を災害対策本部へ上げる流れとなっているが、これは一定期間後の災害対応が落ち着いた後の状態である。	現在の行動計画で示した流れに早期に移行できるよう、初動対応にあたる。初動時には、県から被災市町村に情報を取りこくことを明記する。
		秦委員長	現在の行動計画の状態、越野委員が指摘した状態、両方ありえる。初動時の指摘ということで重要である。	
3-7	資料3-2	宇田川委員	他県では、初動時に重要となる支援班(リエゾン)を別のマニュアルで整理している例もある。参考として欲しい。	職員の派遣(リエゾン)については、別途作成済みである。

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
■長野県広域受援計画 素案(事務局案)について				
4-1	資料4 全般	阪本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・応援・受援本部と地方部との役割分担・関係性を明確にした方がよい。 ・市町村への応援体制は、どこかに示したほうがよいのではないか。 ・県庁被災時の対応もどこかにあるとよいのではないか。(応援・受援本部が県庁内に設置できない場合を想定) 	<p>応援・受援本部及び地方部の役割分担については、長野県災害対策本部規程を見直し、明確にする。</p> <p>県庁が被災した場合の対応については、今後、検討する。</p>
4-2	資料4 P1-8	阪本委員	<p>近年の災害では、国による専門職の派遣も実施されている。応援機関として、国を追記してほしい。</p>	<p>下線部を追記した。</p> <p>1.5 受援の範囲及び受援体制</p> <p>(1)広域受援計画が対象とする受援の範囲</p> <p>③国、他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援(県において調整)</p> <p>④国、他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援 図1-5</p> <p>③国、他都道府県や関係機関・団体等から被災市町村への支援</p> <p>④国、他都道府県や関係機関・団体等から県への支援</p>
4-3	資料4 P2-41	越野委員	<p>(3)広域防災拠点の運営とあるが、派遣される職員はコーディネート力が求められる。東日本大震災では、遠野の拠点に当初、主査・主事クラスを派遣したが、結局、課長補佐クラスの職員の派遣が必要となった。都度本部に連絡して聞くことは難しいため、自身で判断できる人材が求められる。派遣された職員の役割は明確にしておく方がよい。</p>	<p>今後、派遣職員の選定時に留意する。</p>
4-4	資料4 P2-48	佐野委員	<p>・「県関係課が必要に応じて関係機関へ応援要請を行う。」とあるが、災対本部でグリップした方がよい。</p>	<p>県関係課がどの様に応援要請を行い、調整したかについては、応援・受援本部で把握することとしている。</p>
4-5	資料4 P3-11	川瀬委員	<p>1)目標で示しているとおり、国交省では、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルート of 道路啓開、二次災害防止の対応が主となる。4)では道路啓開の内容が主となっており、先ほど挙げた3つの対応について項目立てして別で書いたほうが分かりやすい。</p>	<p>TEC-FORCEの支援項目を記載する。併せて、農政局の水土里災害派遣隊による支援及び県からの支援要請についても、基本方針等に記載する。</p>
4-6	資料4 P3-16	宇田川委員	<p>総務省の被災市区町村応援職員確保システムを発動した場合、しない場合を書き加えた方がよい</p>	<p>被災市区町村応援職員確保システムが発動された場合、されない場合各々の対応を記載する。</p>
4-7	資料4 P3-45	宇田川委員	<p>災害廃棄物等の処理の項目において、仮設トイレ設置、し尿等の処理と、災害廃棄物全般の処理が一緒に示されている。これは、異なる災害対応のため書き分けたほうがよい。</p>	<p>両業務とも資源循環推進課で対応するため、現行の記載のとおりする。</p>

No	第4回資料 ページ	委員	意見	対応(案)
4-8	資料4 P1-9 P3-70	宇田川委員	物資の調達に関してとりまとめる担当が見当たらない。各課が調達するというだけでよいか。(14)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援と(15)要配慮者対応支援の違いを明確にした方がよい。	物資の調達に関しては災害対策本部から協定先に依頼するというケースもあるので明記する。 要配慮者対応には、外国人等への対応も含まれているため、明記する。
			「3」関係機関・関係課の主な対応」として多くの部署が整理されているが、主管課を明示しておいた方が見やすい。	「(12)物資の確保」の主管課の役割を明示した。 ○県物資調整担当は、被災市町村のニーズのとりまとめ、物資供給等の調整を行う。
4-9	資料4 第3章	国崎委員	ペットに関する記述について確認したい。市町村と県では災害対応が異なる。主に、ペットの救護と害獣駆除の対応が必要になるだろう。避難所に限らず、害獣駆除でも県の役割がある。災害時のペット対策を、もっと広くとらえた方がよい。	P3-27 避難所における被災家庭動物の救護等を食品・生活衛生課が対応することとしている。放浪動物も対象とすることを明記する。
4-10	資料4 第3章	佐野委員	災害時、機能別活動計画に示されている受援に係る業務以外にも必要な災害対応は多くある。ここにはない業務は基本職員でやるという理解で良いか。	本受援計画では、ガイドライン等を参考に災害時に活発に行われる活動を記載している。その他の災害対応業務についても、必要があれば今後受援計画に記載したい。
4-11	資料4 第3章 全般	佐野委員	・基本方針や活動に係る実施事項の記載内容が目標に資する記載とそうでないものが散見される。 たとえば物資の確保では、基本方針として物資ニーズの把握が重要であること「市町村は被災者の物資ニーズを把握につとめる。」などの記載が必要ではないか。 物資流通では、基本方針に「関係機関へ要請する記載はありますが、円滑に受入れるための記載がないように見受けられます。	市町村の基本方針、主な対応、活動に係る実施事項の記載がない機能について、追記する。
4-12	資料4 第3章 全般	佐野委員	・受援対象業務を16に選定しているところではありますが、16業務しか災害時に応援を受け入れられないのかということが一人歩きされることが懸念されます。一般にたいしても、市町村にたいしても・・・。 たとえば市町村の災対本部の業務や16業務以外にも災害対応業務全般が受援対象であることを市町村にはよく理解していただけるよう公表に当たり記載を工夫していただければ幸いです。	本受援計画では、ガイドライン等を参考に災害時に活発に行われる活動を記載している。 受援対象業務が、災害時に実施される業務の一部であることを追記する(図としては図1-2に掲載あり)。
4-13	資料4 第4章	宇田川委員	P3-67 燃料供給や電力確保等、インフラ関係の対応についても必要となるため、今後の課題として残した方がよい。	課題に明記する。
■長野県市町村受援計画の作成について				
5-1	資料5-4 P4	宇田川委員	班体制にある「広域防災拠点担当」は、県の広域防災拠点担当という理解でよいか。	防災拠点担当に修正する。
5-2	資料5 全般	川瀬委員	計画を作成した後の訓練についても非常に重要となる。訓練の実施についても計画に位置付けられると良い。	訓練の実施について記載する。
5-3	資料5 全般	田中委員	雛形では基本的な部分は抑えられていると思うが、各市町村により重要となる部分が抜けないう、支援をしてもらえればと考えている。	実態を踏まえて継続的に計画を修正する。
5-4	資料5 全般	伊藤委員	災害時には限られた職員で対応することが想定される。そのため、簡潔で誰でも使える計画とすることが望ましい。	必要最小限の情報を整理するための簡易版も用意するので活用されたい。

パブリックコメントへの対応

「長野県広域受援計画（素案）」へのご意見		回 答（案）
ご 意 見	<p>第2章1節（1ページ）…①</p> <p>①第2章第1節 表2-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空搬送拠点 （ ）の文言がどの「・」にかかっているか分からない。 ・広域物資輸送拠点 当該府県 → 当該都道府県では？ 	<p>①航空搬送拠点 （ ）内の文が小見出しであると分かるよう表示を修正します。 広域物資輸送拠点 本計画は長野県が被災した場合を想定しているため、「府」を削除し、「当該県」とします。</p>
	<p>第2章3節（15ページ）…②</p> <p>②第2章第3節 図2-11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯田運動公園の表示が2つある。 	<p>②飯田運動公園は、救助活動拠点と航空搬送拠点2つの機能を有しているため、表示を2つとしております。</p>
	<p>第2章4節（40、43、45、48ページ）…③</p> <p>③4) 開設の要請では、「県災害対策本部 広域防災拠点…」と県災害対策本部と広域防災拠点の間を半角スペース空けているが、5)、(5)の4)、(6)の4)、(7)の4)では半角スペース空けていない。半角スペースを空けるよう統一した方がよい。</p>	<p>③ご意見のとおり修正します。</p>
	<p>第2章4節（41ページ）…④</p> <p>④(4)の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の援都道府県 → 他の応援都道府県では？ 	<p>④ご意見のとおり修正します。</p>
	<p>第2章4節（42ページ）…⑤</p> <p>⑤(5)の3) 災害医療本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMATの活動調整 → DMAT等の活動調整 	<p>⑤ご意見のとおり修正します。</p>
	<p>第2章4節（46ページ）…⑥</p> <p>⑥行動計画「活動の時系列」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な対応部分に「災害医療コーディネート派遣」の表示が2つある。 	<p>⑥ご意見のとおり災害医療コーディネーターの2行目を削除します。</p>
	<p>第3章2節（37ページ）…⑦</p> <p>⑦(9) 遺体の対応 1)目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の支援（日本DMORT等）も記載した方がよい。 	<p>⑦現在、日本DMORT等の支援チームからの受援体制が明確になっていません。今後、明確になった時点で、必要に応じて「長野県広域受援計画」に記載します。</p>

パブリックコメントへの対応

「長野県広域受援計画（素案）」へのご意見		回 答（案）
ご 意 見	<p>第3章2節（37ページ）…⑧</p> <p>⑧（9）遺体の対応 3）関係機関・関係課の主な対応 医療推進課の主な対応 ・信州大学医学部法医学講座との連携についても記載した方がよい。 （日本法医学会との関係も含めて同講座に確認の上で）</p>	<p>⑧検案・検視に係る信州大学医学部法医学講座との連携については、現在、調整中です。調整後、必要に応じて「長野県広域受援計画」に記載します。</p>
	<p>第3章2節（59ページ）…⑨</p> <p>⑨ 3）関係機関・関係課の対応 ・医療推進課の主な対応部分に「柔道整復師等の派遣に関すること」を追加</p>	<p>⑨ご意見のとおり修正します。</p>